

令和3年8月6日

ご利用者様・ご家族様・関係者の皆様

社会福祉法人 光道園
理事長 荒木 博文

法人元事務職員による利用料の着服について

令和3年5月、当法人の会計監査人より、障害者支援施設「光が丘ワークセンター」の利用者負担金について、一部整合しない点の指摘があり、当法人で調査したところ、元事務職員が2019年度、20年度分において、ご利用者、ご家族様から受領した利用者負担金、約82万円を着服したことが判明しました。

着服した元職員については、この件への関与を認め、懲戒解雇処分とする一方、全額返済をしています。

今回の不祥事により、ご利用者様、ご家族様、地域の皆様や当法人の事業にご協力いただいている皆様をはじめ、多くの関係の皆様を大きく失墜させる事態を招き、深く反省をいたしますとともに、重ねて深くお詫び申し上げます。

今後は、県より是正勧告、指導を受け、関係各位のお力をお借りしながら、しっかりと改善策を講じ、再発防止の体制を整え、適正な事業運営に努めてまいります。

引き続き、皆様方のご支援をお願い申し上げます。